

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のCに雇用され、電工として勤務していたところ、同年〇月〇日午前11時35分頃、恒温槽をトラックに積み込む作業中、恒温槽のキャスターがトラックのパワーゲートの段差に引っ掛かったため、恒温槽が前方に倒れ、これを支えようとして下敷きになり両膝等を負傷（以下「本件災害」という。）した。

請求人は負傷当日、D病院に受診し「両側大腿打撲傷」と診断され、入院加療となった。同月〇日にはE病院に転医し「右大腿四頭筋断裂、右膝内側半月板損傷」と診断され入院、手術後療養を継続し、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害の程度について、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級と認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人は、本件災害時に右大腿四頭筋断裂をしており、杖を使用しなければ歩行ができない状態で働くことができない状況にあることなどから、障害等級第12級には納得できない旨主張しているので、当審査会は、請求人らの主張を踏まえ、改めて審査資料を子細に検討したところ、以下のとおりである。

(2) 当審査会も、治癒時において、請求人に残存する障害は、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、①右膝関節の機能障害、②神経障害(右下肢の神経症状)及び③両下肢の露出面の醜状障害であると思料する。

(3) 上記各残存障害の障害等級について、当審査会は、決定書理由第2の2の(2)のイないしオに説示するとおり、①右膝関節の機能障害に関しては、同第2の2の(1)のイの(ケ)の関節運動範囲の結果から、健側(左膝)可動域の4分の3以下に制限されており、障害等級第12級の7「1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの」に該当し、②神経障害(右下肢の神経症状)に関しては、上記右膝関節の機能障害に通常派生する関係にあると思料されることから、当該機能障害と一体的に評価することが妥当であり、③両下肢の露出面の醜状障害に関しては、手のひら大の醜いあとを残すものとは認められないことから、障害等級には該当しないと判断する。

(4) なお、請求人らは、左足の膝の靭帯も損傷している旨主張しているが、左足の膝の靭帯の損傷については、そのことを認める傷病名等の医証はなく、同第2の2の(1)のイの(ケ)のとおり、左足の膝関節の可動域の測定結果も正常であり、特に問題は認められず、請求人らの主張を認めることはできない。また、寒い時期には筋肉が収縮することから引っ張られて夜も眠れない状態が続いているとの請求人の訴えについては、右膝関節の機能障害に通常派生する症状であると考えられ、当該機能障害と一体的に評価することが妥当であり、その結果は上記(3)のとおりである。さらに、請求人らは、仕事ができる状態ではなく、一生杖をついて歩かなければならない状態である旨主張しているが、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「労働に支障があるか否かは本人次第である。」旨の所見を述べており、本件災害による残存障害によって労働ができないとは述べておらず、残存障害により労働に従事することはできないとの主張を客観的に裏付ける資料はなく、請求人らの主張は認められない。

(5) 以上のことから、当審査会としても、請求人に残存する障害は、障害等級第12級に該当する障害であると判断する。

3 以上のとおり、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められないので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。